

高松市監査委員告示第3号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年2月21日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

(1) 措置を講じた部課名 環境部環境業務課

ア 措置通知日 平成19年11月22日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実績報告書添付の収支決算書が概算数値となっているため、確定値を記載すべきもの

平成12年度第1期（4月～6月）の資源回収補助金の交付決定については、確定値の決算書（内訳書）により行った。なお、資源回収補助金交付の制度は平成12年7月に新収集体制に移行したことに伴い、平成12年度第1期の補助金交付をもって廃止となった。

(2) 措置を講じた部課名 産業部観光課

ア 措置通知日 平成19年12月4日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) まつりのにぎわい度、経済的波及効果、市民満足度を分析すべきもの（高松秋のまつり仏生山大名行列および高松冬のまつり開催補

助金)

高松秋のまつり仏生山大名行列、高松冬のまつりの各主催団体に  
対して、改善を要する事項について研究するよう働きかけた。

(3) 措置を講じた部課名 総務部秘書課国際交流室

ア 措置通知日 平成19年12月6日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定、利用者満足度の把握等を行うべきもの

財団法人高松市国際交流協会は、基金運用型外郭団体として、昨今の長期にわたる低金利で基金運用収入が減少している中において、ホームステイの受入れ手配の有料実施などにより、自主財源の確保に努めたほか、ホームステイ受入れ事業や中学生訪中親善使節団派遣事業において、アンケート調査等の実施などにより、参加した市民の満足度の把握に努めた。

(4) 措置を講じた部課名 産業部農林水産課

ア 措置通知日 平成19年12月6日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定、利用者満足度の把握等を行うべきもの

財団法人高松市農業振興基金協会については、平成14年3月28日開催の理事会で解散を決議し、同年5月21日付けで香川県知事に解散を許可された。

(5) 措置を講じた部課名 産業部中央卸売市場業務課

ア 措置通知日 平成19年12月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの（中央卸売市場保安警備委託業務）

中央卸売市場保安警備委託業務については、見積参加業者に能力と実績を有する業者を毎年新たに追加することなどにより競争性を高めるとともに、委託業務内容が守衛業務であることから、平成

18年度から平均賃金単価での検証を行うとともに、長期継続契約を行うこととした。

- (イ) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの（中央卸売市場清掃業務）

中央卸売市場清掃業務については、平成19年度から能力と実績を有する業者の追加などにより競争性を高めるとともに、委託業務内容の見直しや長期継続契約の採用などにより、予定価格の低減に努め、適正な価格での契約を行うこととした。

- (6) 措置を講じた部課名 財務部財産活用課

ア 措置通知日 平成19年12月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 競争見積による契約を検討すべきもの

本庁舎清掃業務については、平成14年度から競争見積による契約に改めた。

- (7) 措置を講じた部課名 健康福祉部保育課

ア 措置通知日 平成20年1月9日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (ア) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの（市立保育所警備業務）

三者以上から見積を徴し、競争見積合わせにより予定価格を下回る見積を提出した業者を選定している。

- (イ) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの（市立保育所清掃業務）

清掃業務については、競争原理の徹底を図るべきところであるが、補助的なものであるため、高齢者の生きがい対策として就業機会の増大を図っている社団法人高松市シルバー人材センターを選定している。

- (ウ) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの（市立保育所消防用設備保守点検業務）

三者以上から見積を徴し、競争見積合わせにより予定価格を下回

る見積を提出した業者を選定している。

## 2 高松市における情報システムについて

### (1) 措置を講じた部課名 総務部情報システム課

ア 措置通知日 平成19年12月28日

イ 改善を要する事項および措置された内容

#### (ア) 情報システム投資の定義付けを行うべきもの

情報システム投資の定義付けについては、平成17年度から実施している「情報化関係経費調査」において「需用費」、「役務費」、「委託料」、「使用料及び賃借料」、「負担金、補助及び交付金」ならびに機器設置工事請負費などの「その他」の経費を情報化関係経費として定義付けした。

#### (イ) 情報システム投資の妥当性を検証するために、費用対効果分析手法を開発確立すべきもの

情報システム投資の妥当性の検証については、費用対効果分析手法として、平成19年度の新規システムを導入する場合の利用希望調査において、情報システムの導入による効果額を具体的な計算方法で算出し、それに対するシステムの開発経費とを比較することにより、情報システム投資の妥当性を検証し、導入の可否を判断した。

#### (ウ) パソコン導入に当たり、購入、リース契約、レンタル契約のコスト比較分析をすべきもの

パソコン導入については、平成19年度のOA共用室のパソコン等の機器の更新から、リース契約、レンタル契約それぞれのコスト比較分析を実施し、最も廉価で利用事務に適した調達を行うこととした。

#### (エ) パソコンの1人1台体制に適合した管理運営規程を整備すべきもの

パソコンの1人1台体制に適合した管理運営規程の整備については、1人1台パソコンに適合した規程として、平成15年7月1日に、高松市情報セキュリティ基本方針および高松市情報セキュリティ対策基準（平成17年10月14日全部改正）を策定し、これ

に基づき、パソコンの具体的な運営も含めた情報セキュリティ実施手順書を各課が作成することにより、パソコンの1人1台体制に適合した運営を行っている。

- (オ) 高松市電子計算組織管理運営要綱をパソコン1人1台体制に適合した管理運営規程に改定すべきもの

高松市電子計算組織管理運営要綱の改定については、同要綱に替え、新たに情報システム全体を管理する方針・基準として、平成15年7月1日に、高松市情報セキュリティ基本方針および高松市情報セキュリティ対策基準（平成17年10月14日全部改正）を策定し、これに基づき、パソコンの具体的な運営も含めた情報セキュリティ実施手順書を各課が作成することにより、パソコンの1人1台体制に適合した運営を行っている。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

- (ア) 基幹業務系システムのオープン化に係るセキュリティ対策について

基幹業務系システムのオープン化に係るセキュリティ対策については、平成15年7月1日に、情報システム全体を管理する指針として、高松市情報セキュリティ基本方針および高松市情報セキュリティ対策基準（平成17年10月14日全部改正）を策定し、適切なセキュリティ対策を講じている。特に、同基準第4章の技術的セキュリティ対策に基づき、オープン系も含んだ情報システムの技術面、利用面のセキュリティ対策のほかコンピュータウィルス対策等を徹底している。

- (イ) パソコンの1人1台体制に適合した管理運営規程の整備について

パソコンの1人1台体制に適合した管理運営規程の整備については、平成15年7月1日に、高松市情報セキュリティ基本方針および高松市情報セキュリティ対策基準（平成17年10月14日全部改正）を策定し、これに基づき、パソコンの具体的な運営も含めた情報セキュリティ実施手順書を各課が作成することにより、パソコ

ンの1人1台体制に適合した運営を行っている。

- (ウ) パソコン活用の有効性を損なわずに運用するための運用規程の整備について

パソコン活用の有効性を損なわずに運用するための運用規程の整備については、パソコンの運用も含んだ規程として、平成15年7月1日に、高松市情報セキュリティ基本方針および高松市情報セキュリティ対策基準（平成17年10月14日全部改正）を策定し、これに基づき、業務目的以外でのメールやインターネットの使用を禁止したほか、平成19年10月15日からは、インターネットの閲覧制限についてルール化して、制限を緩和するなど、パソコン活用の有効性を損なわずに適切な運用を行っている。

- (エ) 市役所の標準ソフトウェアに適合しない民間企業、住民のソフトウェアに対する配慮について

市役所の標準ソフトウェアに適合しない民間企業、住民のソフトウェアに対する配慮については、技術的な進歩により、様々な規格のソフトウェアで対応できるように配慮している。

- (オ) パワーユーザーが独自にプログラム開発して、他の職員が活用できないことのないような教育について

パワーユーザーが独自にプログラム開発して、他の職員が活用できないことのないような教育については、平成15年7月1日に、高松市情報セキュリティ基本方針および高松市情報セキュリティ対策基準（平成17年10月14日全部改正）を策定し、これに基づき、情報システムの開発、導入、保守等について作業員および作業範囲を明確化させ、他の職員が活用できないことのないようなシステムとしている。

- (カ) 職員1人1台体制に適合した先進的取組について

職員1人1台体制に適合した先進的取組については、職員間のメール周知に利用できるグループウェアや電子決裁システムを導入し、操作方法等について、利用可能な全職員に対する研修を実施するとともに、順次、会議室や公用車の予約システム、アンケートシ

システムなど、利用範囲を拡大し、事務の効率化に努めている。

## 第2 平成12年度包括外部監査結果に基づく措置通知

### 1 公営企業体としての高松市病院事業について

#### (1) 措置を講じた部課名 総務部人事課

ア 措置通知日 平成19年12月28日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) わく外昇給について、運用面で見直しすべきもの

平成19年4月1日から、給与構造の改革に伴い、廃止している。

### 2 公営企業体としての高松市水道事業について

#### (1) 措置を講じた部課名 総務部人事課

ア 措置通知日 平成19年12月28日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) わく外昇給について、運用面で見直しすべきもの

平成19年4月1日から、給与構造の改革に伴い、廃止している。

## 第3 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

### 1 公共施設の維持管理コスト分析

#### (1) 措置を講じた部課名 文化部市民文化センター

ア 措置通知日 平成19年11月27日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 利用度向上のための改善について（市民文化センター）

利用度向上のための改善については、平成16年度より、歳入の根幹となる貸館事業のあり方を見直し、窓口での使用料徴収時間の延長、貸館の当日予約の緩和、貸館延長時の追加料金の徴収等の様々な改善と改革を進めた。特に、集会室等の利用率向上について、平成16年度に導入されたインターネットによる貸館予約システムである生涯学習システムは、本館のみの適用としていたが、平成19年度より本館・別館の両方について、インターネットを利用した貸館予約および空き情報の提供を行ったことと合わせ別館の利用料金

を見直した。

それにより、貸館利用者の利便性の向上と同時に、利用者の拡大を図ることができ、平成17年度から平成18年度にかけて、利用率が62.7パーセントから64.0パーセントに増え、貸館使用料が増額となった。

また、施設全体としては、センター学習・子ども教室等の自主事業の内容の充実を図る中で、食堂として利用されていた施設の一部を、子育て集会室としてリニューアルし、複合施設としての機能充実を図った。平成20年度には、中西太メモリアルコーナー（仮称）の設置を計画しており、施設の有効活用をより一層進めていく。

(2) 措置を講じた部課名 環境部環境政策課

ア 措置通知日 平成19年12月20日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) ごみ処理手数料水準の見直しについて（ごみ埋立処分場）

埋立処分場のごみ処理手数料については、平成16年度において、適正な処理手数料に改定した。

(3) 措置を講じた部課名 健康福祉部保健所保健センター

ア 措置通知日 平成19年12月21日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) センター全体での利用者数、相談件数、検診数等による目標指数の設定および実績との対比による評価について（保健センター）

保健センター施設の全体的な評価として、平成16年度において、センター全体の利用者数を成果指標とした事務事業評価を実施した。

(4) 措置を講じた部課名 健康福祉部保育課

ア 措置通知日 平成20年1月9日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 待機児童の解消について（保育所）

私立保育所の増改築に伴う定員増などにより平成19年4月に待機児童が解消された。

#### 第4 平成14年度包括外部監査結果に基づく措置通知

##### 1 徴税事務の執行について

###### (1) 措置を講じた部課名 財務部納税課

ア 措置通知日 平成19年11月19日

イ 意見を付した事項および措置された内容

###### (ア) 滞納整理票に記載すべき財産状況の入力事務の改善について

滞納整理票の利用と改善については、平成19年度から滞納管理システムの構築に着手し、滞納者の財産状況や交渉経過の記録・把握等にITを導入することとした。

##### 2 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

###### (1) 措置を講じた部課名 産業部農林水産課

ア 措置通知日 平成19年11月22日

イ 意見を付した事項および措置された内容

###### (ア) 高松市食肉加工株式会社へ出資することの妥当性および出資した際の承認手続の改善について

高松市食肉加工株式会社に対し、株式会社高松市食肉卸売市場公社が出資した400株・2,000万円については、平成17年6月1日付けで、すべて高松食肉事業協同組合に譲渡され、同公社からの不適切な出資状態は解消された。

###### (イ) 食肉センター事業の事務事業評価の実施および支出削減等の検討について

平成17年度事務事業評価外部評価において、高松食肉事業協同組合に対し交付している、と畜解体業務運営補助金が評価対象となり、同補助金については、段階的に縮小しながら、廃止の方向で検討するべきと評価された。

この評価を受け、同補助金を平成19年度からの3年間で段階的に縮小することとし、平成19年度については前年度予算比300万円を減額とした。また、第4次行財政改革計画には、食肉センター事業の効率的運営を登載している。

## 第5 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

### 1 公有財産の管理について

#### (1) 措置を講じた部課名 環境部環境政策課

ア 措置通知日 平成19年12月20日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 出資団体等から事業報告書入手し、その内容を検討することについて

財団法人香川県環境保全公社への出資金に係る事業報告書については、毎年度、事業報告書を提出させることとし、その内容を精査することに改めた。

#### (2) 措置を講じた部課名 健康福祉部保健所保健センター

ア 措置通知日 平成19年12月21日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 出資団体等から事業報告書入手し、その内容を検討することについて

本市が出捐している「財団法人香川いのちのリレー財団」および「財団法人香川県眼球銀行」から平成18年度事業報告書および決算書の提出を受け、その内容を確認した。

### 2 物品に関する財務事務の執行について

#### (1) 措置を講じた部課名 出納室

ア 措置通知日 平成19年11月21日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 使用状況・在庫状況の適時調査による物品の適切な管理について  
使用状況・在庫状況の適時調査による物品の適切な管理については、平成19年8月9日付けインフォギャラリーにより、各所属長宛に出納事務の適正な処理について通知し、迅速かつ正確な備品登録についての注意を喚起した。

(イ) 備品の現品調査時の記録について

備品の現品調査時の記録については、平成19年8月9日付けインフォギャラリーにより、各所属長宛に出納事務の適正な処理につ

いて通知し、迅速かつ正確な備品登録についての注意を喚起した。

(2) 措置を講じた部課名 環境部環境業務課

ア 措置通知日 平成19年11月22日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 見積等の適正化またはリース料総額をもとに債務負担行為を設定し、議会承認を得ることについて

粗大ごみ受付地図情報システムの使用については、平成17年12月から平成19年9月まではコスト面および使用状況の変化を考慮して再リース契約とし、耐用年数の過ぎた機器を各年度ごとの予算により単年度契約により継続して使用した。また、平成18年4月からは情報処理機器のリース契約等について、条例の制定により長期継続契約が可能となったが、平成19年10月からの機器等更新に際しては、リースによる場合と買取りによる場合を費用面で比較し、より安価な買取りとする予算とした。粗大ごみ受付地図情報システム更新の業者選定は、更新業務の遂行が可能と想定される九者からの見積りを徴取し、最低価格の業者と機器等の買取りとする契約によりシステム改修を行った。

(3) 措置を講じた部課名 総務部庶務課

ア 措置通知日 平成19年11月26日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 郵便切手等の妥当な保有数量について

郵便切手等については、それまでの払出実績等を勘案し、在庫を80円切手は500枚、それ以外のものは100～200枚程度に抑制することとし、不足する場合にその都度購入することとした(平成16年3月分から実施)。

また、従来、郵便料予算を持つ所属(以下「予算所管課」という。)であっても、庶務課で郵便切手等を調達の上、当該郵便切手等に相当する予算額を予算所管課から振替処理する運用を行っていたが、事務の簡素化を図るため、予算所管課に係る郵便切手等の調達事務については、平成19年7月分から予算所管課が直接行うこととし

た。

(4) 措置を講じた部課名 総務部情報システム課

ア 措置通知日 平成19年12月28日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 見積等の適正化またはリース料総額をもとに債務負担行為を設定し、議会承認を得ることについて

見積等の適正化またはリース料総額をもとに債務負担行為を設定し、議会承認を得ることについては、平成16年11月の地方自治法第234条の3および地方自治法施行令第167条の17の改正により、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものについては、条例を制定し複数年にわたる契約（長期継続契約）が可能となった。

このため、平成18年4月1日に「高松市長期継続契約を締結できる契約を定める条例」を制定し、「商慣習上契約期間が1年を超える契約を締結することが一般的である物品のリース契約」として、情報処理機器（パソコン等）も対象となったことから、この規定に基づき複数年契約を行っている。

第6 平成16年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部保育課

ア 措置通知日 平成20年1月9日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 月額保育料の算定を適正にすべきもの

所得税課税世帯と市民税課税世帯別の保育料の算定については、複数職員のチェックにより適正に行っている。

(2) 措置を講じた部課名 健康福祉部介護保険課

ア 措置通知日 平成20年1月8日

イ 意見を付した事項および措置された内容

- (ア) 実地指導のチェックリスト中における介護支援事業者からの請求行為に係る調査項目の充実について

請求行為に係る調査項目の充実については、基本的に香川県国民健康保険団体連合会が行う審査で請求内容等のチェックがあるので、実地指導に入る際は、介護給付実績ファイルにより利用者ごとに作成したクロス集計表や利用者の介護給付費明細書により、事前に利用者の請求状況をチェックすることにより請求行為について全般的に検査している。

- (イ) 介護支援事業者に対する市の監査権限の拡大・強化とそのため  
の組織体制の整備を行うことにより、機動的な指導・監査の実施を  
することについて

平成17年度から介護保険課に相談指導係を設けることで組織体制の整備をし、機動的な指導・監査の実施を図った。

- (ウ) 高額介護サービス費の支給手続に口座振替を利用することが望  
ましく、国等の見解を確認し、実施について検討することについて  
高額介護サービス費の支給方法については、平成17年10月に  
省令改正があったことを受け、平成17年12月サービス利用分  
から、毎月申請をしなくても自動的に口座に振り込む方法に改めた。

- (エ) 介護保険料の滞納者への徴収活動を強化すべきことについて

滞納者への徴収対策の強化については、合併時に推進員を増員するとともに、職員による電話催告や臨戸訪問を催告書発送に併せて実施するだけでなく、納付約束不履行者についても、追跡催告を行い収納につなげた。また、国民健康保険料優先の収納については、国民健康保険料の方が滞納件数、滞納金額とも圧倒的に多いため、その収納額も多く、一概に優先しているとはいえないが、介護保険料の徴収についても、今後一層の徴収活動強化を指導した。さらに、収納状況整理システムを開発整備し、滞納者情報を推進員と共有することにより、連携や指導に活かし、効果的な収納に努めるとともに、65歳到達者には介護保険証発送時に、口座振替依頼書を同封

し、納付の促進を図るほか、給付制限については、65歳、66歳の滞納初期の段階から広報活動を通じ、注意喚起を行い、制度の理解を深め、収納率の向上に努めている。

- (カ) 介護保険料に関する各滞納者の交渉日誌を作成し、定期的にチェックすることについて

収納検索システムを開発し、平成19年4月1日から3,000件余りを収録し、運用している。今後とも収納交渉経過をその都度保存し、情報を共有するとともに、定期的に追跡調査を行う。

- (カ) 苦情・相談に関する関係資料の現在の状況および最終的な処理結果を明確に記載することについて

苦情・相談に関する関係資料の記載については、「介護保険苦情・相談整理票」の相談概要欄にその内容を記録するとともに、経過状況および処理結果を記載するようにしている。

(3) 措置を講じた部課名 健康福祉部保育課

ア 措置通知日 平成20年1月9日

イ 意見を付した事項および措置された内容

- (ア) 少子化対策の実効性を上げるためには、所得の多寡にかかわらず保育料を低く抑えることが有効と考えられ、国全体での検討を働きかけることについて

全国市長会にて要望した。

- (イ) 公平性のある延長保育に関する補助制度の検討を国に働きかけることについて

全国市長会にて要望した。

- (ウ) 延長保育降所時間記録表の客観性を保つために、保護者が記載し、捺印することを徹底させることについて

延長保育降所時間記録表については、保護者が記載し、捺印している。

- (エ) 公立保育所のうち、コスト高になっている小規模施設の統廃合を検討することについて

高松市立保育所民営化計画を発表し、民営化を進めていく中、市

立保育所の役割として、地域の基幹保育所としての役割を発揮することとしている。

## 2 高松市民病院の管理運営について

### (1) 措置を講じた部課名 病院部市民病院庶務課

ア 措置通知日 平成20年1月8日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 香西公舎の入居制限を見直し、有効活用を図ることについて

入居資格については、平成17年度途中から入居基準等を見直し、単身者でも入居できるよう緩和した。

(イ) 医事業務等の外部委託契約は、本来の見積合せの効果が働いていないことについて

医事業務等の外部委託契約については、平成17年度以降、毎年業者選定の見直しをする等見積合せの効果が働くよう改善した。

(ウ) 医事業務等の外部委託契約の内容は、関連性のない複数の業務であり、それぞれ見積合せにより随意契約を締結することについて

医事業務委託のうち、電話交換業務委託は平成17年度から単独業務として契約した。

(エ) 「高松市民病院医事業務等委託仕様書」中の配置人員を業者に自由に見積もらせることについて

配置人員については、平成17年度から仕様書に記載していた人数欄を削除し、業者に業務量と内容を判断させて人数を決めるよう改めた。

(オ) 施設管理業務、守衛業務および清掃管理業務に係る外部委託契約3件は、本来の見積合せの効果が働いていないことについて

施設管理業務、守衛業務および清掃管理業務に係る外部委託契約3件は、平成17年度から新規業者を参入させる等見積合せの効果が働くよう努めた。

(カ) 歯科の廃止を含めて損益改善のための抜本的な方策を検討することについて

歯科については、平成18年度から廃止した。

(キ) 専門外来の設置等さまざまな観点から工夫することについて  
専門外来の設置等については、女性専門外来、もの忘れ外来を実施している。

(2) 措置を講じた部課名 病院部市民病院医事課

ア 措置通知日 平成20年1月8日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 未収金処理マニュアルの更なる見直しを行い、それに従った処理を行うことについて

医業未収金管理要領の見直しを行い、それに従った処理を行っている。

(イ) レセプト管理業務を一本化してコストダウンを図ることについて

平成18年度からレセプト管理業務を一本化し、それに伴うコストダウンを図っている。

(ウ) 病床利用率を高めるため、病診連携を更に強化すること等を検討することについて

病診連携を更に推進するため、市内の診療所の紹介用冊子を作成し、患者の逆紹介を進めるなど、病診連携の強化を図った。

第7 平成17年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 下水道事業の財務に関する事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 都市整備部下水道建設課

ア 措置通知日 平成19年11月22日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 下水道事業債の残高削減のために、起債の抑制を検討することについて

起債を抑制するため、管渠の国庫補助対象範囲の拡大について、日本下水道協会を通じる等、機会をとらえ国に要望している。

(イ) 支障上水道施設の移設業務の委託協定の変更理由が実態に即していないことについて

上水道施設移設業務については、平成18年度から、変更協定時に実態に即した理由を記すように改めた。

(2) 措置を講じた部課名 都市整備部下水道管理課

ア 措置通知日 平成20年1月7日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 下水道使用料の大口滞納者へ電話や戸別訪問を実施する等、更なる回収についての方策を講じることについて

下水道使用料の大口滞納者については、平成18年度に法的措置である支払督促申立を初めて行い、更なる回収の方策を講じた。

2 ごみ・し尿処理事業の財務に関する事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 環境部環境政策課

ア 措置通知日 平成19年12月20日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) ごみ・し尿処理原価の原価計算のあり方を検討することについて

ごみ処理原価の原価計算については、平成19年6月に、環境省より「一般廃棄物会計基準」が示され、それを基とした計算方法を採用するよう改めた。また、し尿処理原価の原価計算については、経常的で正常な原価を対象とし、処理経費に直接関係しない臨時的な経費等については対象としないよう改めた。

(イ) 一般的な方法である資産の種類毎に耐用年数による減価償却計算をすることについて

資産の減価償却計算については、平成19年6月に、環境省より「一般廃棄物会計基準」が示され、それを基とした計算方法を採用することに改めた。

(ウ) 定額法を採用している施設の残存価額において、施設廃棄時に至るまでの年度で残存価額を原価に算入しなければならないことについて

施設の残存価格を原価計算に算入することについては、平成19年6月に、環境省より「一般廃棄物会計基準」が示され、それを基とした計算方法を採用することに改めた。

(2) 措置を講じた部課名 環境部環境業務課

ア 措置通知日 平成19年12月27日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 指定配送業者へ保管させている指定収集袋の在庫確認については、実地棚卸の資料を残し、担当者および上司が押印しておくことについて

指定配送業者へ保管させている指定収集袋について、実地棚卸を実施し、担当者および上司が押印した。

(イ) 指定配送業者作成の集計報告書と納品伝票を照合し、担当者および上司の確認印を残すようにしておくことについて

平成18年度から指定配送業者作成の集計報告書と納品伝票を照合し、担当者および上司の確認印を残すこととした。

(ウ) 燃やせるごみとプラスチック容器包装の収集および運搬業務委託契約書に地域（校区）を記載することについて

平成19年度契約分から燃やせるごみとプラスチック容器包装の収集および運搬業務委託契約書に地域（校区）を記載することとした。

(エ) 紙・布類の再資源化のための処理委託に係る見積書が本市において作成したものであることについて

平成18年度契約分より、紙・布類の再資源化のための処理委託に係る見積書については契約先の組合が作成することとした。

(オ) びん・ペットボトルおよびプラスチック容器包装において、業者の売却先や再生品の市況等を把握することについて

びん・ペットボトルについては、売払い契約業者から売却先や再生品の市況等の報告を受けた。また、プラスチック容器包装の市町村負担分については、本市職員が再商品化業務委託事業者の会社に出向き、本市のプラスチック容器包装バールが問題なく再商品化されていることを確認するとともに、再生品の利用状況等について確認した。なお、びん・ペットボトル売払い契約業者からの報告およびプラスチック容器包装市町村負担分再商品化業務委託事業者の会

社へ本市職員が出向き確認することについては、今後も継続して実施することとする。

(3) 措置を講じた部課名 環境部環境業務課

ア 措置通知日 平成20年1月22日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 臨時・粗大ごみ処理シールの管理状況の確認等について

臨時・粗大ごみ処理シールによる手数料収納事務委託業者のシール管理状況の確認等については、シールの交付および在庫状況について委託業者から報告書の提出を受け、その報告書の内容確認等のため職員が店舗へ赴いて調査を実施した。

第8 平成18年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 香川病院の運営管理について

(1) 措置を講じた部課名 病院部香川病院

ア 措置通知日 平成19年12月27日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 不納欠損処理を適正にすべきもの

不納欠損処理については、平成18年度から年度ごとの処理に改めた。

なお、平成18年度は、民法第170条第1号および高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則第20条の規定に基づき、平成13年度分から平成15年度分までを不納欠損処理した。

2 塩江病院の運営管理について

(1) 措置を講じた部課名 病院部塩江病院

ア 措置通知日 平成19年12月28日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 未収金および医業収益を適正に計上し、過誤調整額を適正に調定すべきもの

平成18年度において過年度未収金に含めて計上されていた平成17年度社会保険等診療報酬過誤調整額については、平成19年3

月 3 1 日付け平成 1 8 年度決算書において、過年度未収金から特別損失（過年度損益修正損）に振替計上し処理を行った。

ウ 意見を付した事項および措置された内容

- (ア) 未収金に含まれる過誤調整額を減額調定しなければならないことについて

前年度の 2 月および 3 月請求分に係る診療報酬過誤調整額については、平成 1 9 年度から、4 月および 5 月調定時において特別損失（過年度損益修正損）として計上するほか、現年度分過誤調整額（2 月および 3 月分を除く。）についても毎月の調定時において減額調定することに改めた。

- (イ) 患者に対する安全管理上の観点から、医薬品等の受払スペースを別に確保することについて

医薬品等の受払スペースを別に確保することについては、医薬品等を保管している倉庫（1 階薬局前薬品庫）内にスペースを確保し、平成 1 9 年 4 月以降、当該倉庫内において受払いを行うことに改めた。